

名古屋市と株式会社 ECOMMITとの循環経済の促進に向けた 衣類・布類の回収に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と株式会社 ECOMMIT（以下「乙」という。）は、甲及び乙が連携して名古屋市内で実施する衣類・布類の回収に関し、以下の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源や機能等を活用することにより、市民サービスの向上、廃棄処理量の削減及び循環型社会の形成に資することを目的とする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、いずれの当事者からも書面による更新を拒絶する意思表示がなされない場合には、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

（実施事業）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 甲は次項に関する広報および取組成果の発信を行う。
- (2) 乙は衣類・布類の回収・選別・再流通を行い、その実績（トレーサビリティデータ）を甲へ提供する。
- (3) その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業を行う。

（確認事項）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること、並びに乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（費用負担等）

第5条 本協定に要する費用は、原則として当事者各自の負担とする。

2 その他、費用負担に疑義が生じた場合、甲乙協議の上、決定する。

（責務）

第6条 乙の事業を利用した市民の間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定書に基づく連携にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

(本協定の見直し)

第8条 甲又は乙から、本協定書の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(不可抗力)

第9条 甲又は乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

(協定の解除)

第10条 甲又は乙は、甲又は乙のいずれかが本協定に定める事項に違反し、本協定第1条に規定する目的が達成できない事情が生じた場合、本協定を解除することができる。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項及び本協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1-1
名古屋市
名古屋市長 広沢 一郎

乙 鹿児島県薩摩川内市水引町 2803 番地
株式会社 ECOMMIT
代表取締役 CEO 川野 輝之